

教育キャンプの認定について

目的

青少年の健全育成を推進するため、伊賀市内の青少年の団体、グループ及びサークルが実施する青少年健全育成を目的とした活動を支援します。

申請手順

1. 岩倉峡公園キャンプ場管理棟で「教育キャンプを利用したい」旨と日程を伝え、仮予約をします。
2. 「教育キャンプ実施計画書」および「教育キャンプ実施にかかる確認書」に必要事項をご記入の上、生涯学習課(ハイトイピア伊賀5階)へ提出。
※申請関係書類は市のホームページからダウンロードできます。
3. 生涯学習課から「教育キャンプ実施認定書」を受け取った後、岩倉峡キャンプ場管理棟へ本申請を行います。

認定

申請書類を審査し、結果を通知します。(約1週間要します)

教育キャンプとして認定された場合は、認定書(実施計画書に教育委員会が証明をしたもの)を発行します。

認定された教育キャンプは、参加者(小学生以上中学生以下)の入場料が免除となります。(貸付用具等の利用料は全額利用者負担となります)

その他

1. 他の団体(一般利用者)がキャンプを行うことがあるごとをご了承ください。
2. 教育キャンプ実施日に利用する正確な参加人数を把握してください。
3. 利用時間を厳守してください。
デイキャンプ(昼):午前10時~午後3時30分
デイキャンプ(夜):午後4時30分~午後9時
宿泊キャンプ:午後1時~翌日午前10時
4. 参加者は下記事項を遵守してください。

【遵守事項】

- (1) 酒気を帯びての入場・酒類の持込み、とばく等の行為をしないこと。
- (2) 教育キャンプ実施にふさわしい服装であること。
- (3) 引率者を中心とした規律正しい集団生活をすること。
- (4) 火災、盗難等の予防に努めること。
- (5) 職員の指示に従うこと。
- (6) 傷病及び感染症等の予防に努めること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、委員会の指示する事項